

○東京都台東区いじめ問題調査委員会規則

令和3年3月31日

規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都台東区いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例（令和3年3月台東区条例第2号。以下「条例」という。）第31条の規定に基づき、台東区いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 委員長は、調査委員会を招集しようとするときは、議題その他必要な事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(委員)

第3条 区長が委嘱する委員は、条例第13条第3項に規定する重大事態の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とする。

2 委員は、条例第12条に規定する台東区いじめ問題対策委員会の委員と兼ねることができない。

(会議録)

第4条 委員長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

(庶務)

第5条 調査委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。